

令和元年度 第5回

公益財団法人新宿未来創造財団理事会

議事録（議論内容）

※参考資料

令和2年3月9日

○永木理事長 それでは、ただいまから令和元年度第5回公益財団法人新宿未来創造財団理事会を開催します。

これより、議事に入ります。

まず、議案第17号 令和元年度第3回評議員会の招集についてを議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 ただいまの議案第17号について、ご質疑がありましたらお願い申し上げます。

特にご発言がなければ質疑を終了させていただき、原案どおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。

○永木理事長 それでは、議案第18号 令和元年度事業計画及び収支予算の補正についてを議題に供させていただきます。

事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 御意見等ありましたら、よろしくお願い申し上げます。

特になければ、質疑を終了させていただきまして、議案第18号を原案どおり決定するということで、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。原案どおり決定させていただきました。

○永木理事長 次に、議案第19号 令和2年度事業計画及び収支予算（資金調達及び設備投資の見込みを含む）についてを議題に供させていただきます。

事務局の説明をお願いします。

（資料に基づく説明省略）

○永木理事長 それでは、議案第19号について、御質問、御意見を頂ければありがたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○名倉監事 放課後子どもひろばの受託校数が、9月より3校減となる理由をお聞かせください。

○武富子ども支援課長 新宿区の方針で、鶴巻小学校の中に新しく小学校内学童クラブができることになり、他の2校と併せて新たな事業者選定に入る予定です。

財団としては、今の職員体制の中で、新たな学童クラブの運営に手を上げるだけの十分な専門的知識と経験のある有資格の職員を新たに配置することが難しいということがあります。現在受託している学童機能付き放課後子どもひろばである「ひろばプラス」を安定的に運営していくことが重要だと考えており、今回の選定には手を挙げない方針となりました。

○名倉監事 分かりました。もう一ついいですか。

江戸川河川敷グラウンドの利用調整等について、成果指標は利用率70%になっていますが、現在の利用率はどのくらいでしょうか。現状、あまり高くないようであれば、新宿区の他の屋外施設より利用料金が高いことが要因であるとも考えられるので、料金設定の検討も必要なのではと思います。

○柳沢施設課長 今年度の実績は約49%です。70%というのは大いにチャレンジする数字だと考えています。料金については、新宿区が設定する料金に準じて利用調整等の業務を実施しているということで、ご理解いただければと思います。

○永木理事長 今、名倉監事からの御意見のとおり、他の屋外施設と比べて利用料金が高いと

いう点は、新宿区にも再度伝えていきたいと考えております。

○清水理事 四谷スポーツスクエアの成果指標については、延べ利用者数70,000人ということですが、算定根拠について教えてください。

○柳沢施設課長 成果指標の70,000人については、類似施設である大久保スポーツプラザの利用状況を見て算定させていただいています。一方、四谷地域は企業活動も盛んであり、そういった需要に備えて会議室の料金についても利用しやすいように設定をさせていただいていますので、活用していただいて目標達成したいというふうに考えています。

○清水理事 あと、もう一つよろしいですか。

令和2年度の収支予算書は赤字で作られていますが、これは公益性の確保に関連してのことなのでしょうか。

○小柳事務局長 財団の会計は、公益目的事業会計と収益目的事業会計、法人会計に分かれています。そのうち公益目的事業会計と収益目的事業会計の一部を合わせて収支がマイナスとなることが、公益法人の指標の一つとなっています、

しかしながら、正味財産のマイナスは財団の継続的な経営にとっては問題があるため、収支相償を達成した上で、収益事業で収益を確保し、最終的には正味財産をプラスとすることが財団としての目標になります。継続的な経営が出来るよう努力してまいりたいと考えております。

○阿部理事 「東京2020オリンピック・パラリンピック気運醸成事業の実施とレガシーとしてのスポーツ・文化事業の継続・展開と共生社会の推進」に関連してのご提案です。障がいのある方の地域参画について、地域のスポーツ・文化活動を通じて、障がいは個人の心身の機能的な制限ではなく、環境や人の態度など社会の様々な障壁によって作り出されているということを多くの人々に理解してもらうことが重要だろうと考えています。財団としても、地域スポーツ・文化協議会に対してそういったお話をさせていただきたいです。施設や環境などのハードはなかなか変えられませんがハートは変えられますから、ぜひお願いしたいです。

○岸田地域交流課長 御意見ありがとうございます。

地域スポーツ・文化活動において、実際に障がいのある方や外国籍の方々が参加することは、なかなか受入体制が整っていないくて対応が難しいという御意見を地域の方より頂いたことがありました。しかし、車椅子の方が参加される時に、例えば体育館の段差を上がるのを手伝ってあげるだけでも、参加するにあたっての互いの心のバリアがほぐれる取り組みであるということと、そういった取り組みが大事だということをお話をさせていただきました。財団の地区担当がそれぞれの地域に出掛けて行った際に、こういったことを呼びかけていき、また、財団職員自ら動くことによって地域の方々にも理解していただくということが大切だというふうに考えております。

○五味田監事 パート人件費の増についてご説明がりましたが、現在、パートの採用が非常に厳しいと思います。パートタイム労働者就業規則の別表3によると時給は1,020円ですが、これで採用は十分できているのでしょうか。

それと、現在のパート職員の人数をお知らせいただけますでしょうか。

○諏訪管理担当事務局次長 パート職員の時給については、新宿区の基準にのっとり来年度1,050円になります。法改正に伴うパート職員への賞与支給についても予算要求しております。どういう形でパート職員に賞与を出すのかを、顧問の社会保険労務士とともに検討していきたいと思っております。

また、現在のパート職員数については、約360人となっています。

○小林理事 新型コロナウイルス感染症の影響について、例えば新宿文化センターであれば、公演実施に係るキャンセル料等がある程度発生するというふうに思っているんですが、そういったもののリスクヘッジについて、どういうことが考えられるのかをお尋ねできればと思います。

○八木原文化・学習課長 新宿文化センターの例についてです。

新宿文化センターは、全国公立文化施設協会に加盟しており、公演中止に関する保険制度があります。自主事業に関しては公演ごとに保険に加入する必要がありますが、今回影響を受けた公演については個々に交渉をするというのが現状です。経過は次の理事会等で御報告

させていただきます。

○永木理事長 ほかに、いかがですか。

もしよろしければ、質疑を終了させていただきまして、議案第19号について、原案どおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決定させていただきます。

○永木理事長 次に、議案第20号 令和2年度資金運用の執行方針及び計画についてを議題に供させていただきます。

説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 御質疑等があれば、よろしくお願ひ申し上げます。

もし御質疑がなければ、議案第20号については、原案どおり決定するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第20号については原案どおり決定させていただきます。

○永木理事長 次に、議案第21号 債権回収訴訟の提起についてを議題に供します。

説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 御質疑等があれば、よろしくお願い申し上げます。

特に御意見がなければ、議案第21号は、原案どおり決定させていただきます。

以上で、本日予定しております議案は終了となります。

○永木理事長 それでは、以上をもちまして、第5回理事会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

<以下、報告事項は省略>